

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令和5年(才)第1272号 令和5年(受)第1595号, 第1596号
決 定 日	令和6年3月15日
裁 判 所	最高裁判所第二小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	尾 島 明 三 浦 守 草 野 耕 岡 村 和 一 美
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所令和3年(ネ)第3189号(令和5年4月18日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件上告を棄却する。 2 令和5年(受)第1595号事件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び上告受理申立費用は上告人兼申立人の負担とする。 第2 理由 1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 2 上告受理申立てについて 本件上告受理申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない(なお、本決定により、本件附带上告受理の申立ては、その効力を失う。) 令和6年3月15日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官 井 山 泰 彦 印	



## 当事者目録

上告人兼申立人・附帯相手方  
同 代 表 者 代 表 取 締 役  
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士  
被上告人兼相手方・附帯申立人  
同 代 表 者 理 事  
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

株式会社エーチーム・アカデミー  
柿 崎 裕 治  
村 田 雅 夫 ほか  
特定非営利活動法人消費者機構日本  
佐々木 幸 孝  
宮 城 朗 ほか



これは正本である。

令和6年3月15日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 井山泰彦

